

第1章 年次推計の体系

(1) 推計の流れ

我が国における『国民経済計算』(System of National Accounts、以下「SNA」という。)の年次推計の推計結果については、『国民経済計算年報』として公表され、広く利用されている。その基本的な推計の流れは図1-1に示すとおりであり、以下の説明は同図に基づいている。

a. 財貨・サービスのフロー

(a) 財貨・サービスの供給及び需要

市場生産者（原則として売上高が生産費用の50%以上である、経済的に意味のある価格で財貨・サービスを供給する生産者）によって生産される財貨・サービスの供給及び需要については、コモディティ・フロー法と呼ばれる手法（以下「コモ法」という。）の下、品目ごとに産出額、輸入、運輸・商業マージンを求め、これらの合計である総供給額を中間消費、家計最終消費支出、総固定資本形成、在庫変動、輸出の需要項目に配分する。

一方、非市場生産者（無料ないし経済的に意味のない価格で財貨・サービスを供給する生産者）である、一般政府によるサービスの産出及び需要先別配分、並びに対家計民間非営利団体によるサービスの産出及び需要先別配分については、上記の方法によらず、決算書等の基礎統計により別途推計する。

なお、中間消費、家計最終消費支出、総固定資本形成、在庫変動については、後述するように、第三次年次推計において、供給・使用表(Supply and Use Tables、以下「SUT」という。)の枠組みに基づく、コモ法における中間消費の推計値と付加価値法における中間投入の推計値等との調整を通じて改定される。

財貨・サービスの供給及び需要は『国民経済計算年報』においてフロー編・付表1として表章されており、本書においては第2章で説明する。また、供給・使用表の枠組みによるコモ法、付加価値法等の推計の統合については、第5章で説明する。

(b) 国内総生産（支出側）

以上の推計によって得られた家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出、政府最終消費支出、総固定資本形成、在庫変動、純輸出（輸出－輸入）の合計が国内総生産（支出側）である。このうち、輸出・輸入に関しては『国際収支統計』（財務省・日本銀行）を組み替える海外勘定の推計により別途推計する。

なお、国内総生産（支出側）は『国民経済計算年報』フロー編の統合勘定1や主要

第1章 年次推計の体系

系列表1として公表される。国内総生産（支出側）の推計の流れは主として第4章、第6章、第7章などで取り上げる。

（c）国内総生産（生産側）

国内総生産（生産側）は市場生産者と非市場生産者を含む経済活動別の付加価値の合計である。

このうち市場生産者の付加価値は、付加価値法と呼ばれる手法の下、経済活動別の産出額から中間投入額を差し引いて求めた経済活動別の付加価値を合計することにより推計する。経済活動別の産出額は、コモ法における産出額をコントロール・トータルとする経済活動別財貨・サービス産出表（以下「V表」という。）に基づいて推計する。経済活動別の中間投入額は産業別財貨・サービス投入表（以下「U表」という。）に基づいて推計する。なお、中間投入については、第三次年次推計（後述）において、供給・使用表（SUT）の枠組みに基づく、コモ法における中間消費の推計値等との調整を通じて改定される。

非市場生産者の産出額、中間投入額、付加価値額及びその構成項目は、決算書等の基礎統計より別途推計する。

市場生産者、非市場生産者の付加価値を合計すると国内総生産（生産側）¹になる。

なお、付加価値は雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金、営業余剰・混合所得に分けることもできる。営業余剰・混合所得は付加価値から他の構成項目を控除して求める。

『国民経済計算年報』フロー編では、V表は付表4、U表は付表5、積み上げた構成額は統合勘定1、国内総生産（生産側）は主要系列表3及び付表2として公表される。この一連の推計の流れは、第3章で取り上げる。

b. 所得のフロー

発生した所得の分配から使用までを、5つの制度部門別（非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計、対家計民間非営利団体）に、制度部門別所得支出勘定として記録する。経済活動別に推計された雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税、補助金を5つの制度部門に対応させるとともに、財産所得、経常移転の受払及び海外勘定により推計される海外との雇用者報酬、財産所得、経常移転の受払を加えて所得支出勘定を以下のとおりに分割して作成する。

「第1次所得の配分勘定」では、各制度部門に該当する雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金に財産所得の受払を加えることによ

¹ 厳密には、これらの合計に「輸入品に課される税・関税」を加え、「総資本形成に係る消費税」を控除したものが国内総生産（生産側）である。また、付加価値法により求められる国内総生産（生産側）とコモ法により求められる国内総生産（支出側）には統計上の不突合が存在する（統計上の不突合＝国内総生産（支出側）－国内総生産（生産側））。

り制度部門別の第1次所得バランスを推計する。

「所得の第2次分配勘定」では、第1次所得バランスに所得・富等に課される経常税、社会負担・社会給付、その他の経常移転の受払を加えて可処分所得を推計する。

「現物所得の再分配勘定」²では、可処分所得に現物社会移転の受払を加えて調整可処分所得を推計する。

「所得の使用勘定」³は更に「可処分所得の使用勘定」と「調整可処分所得の使用勘定」に分割される。前者では、可処分所得から最終消費支出を差し引くことにより制度部門別の貯蓄を推計する。一方、後者では、調整可処分所得から現実最終消費を差し引くことにより貯蓄を推計する。なお、両者の使用勘定の貯蓄は同額である。

これら所得支出勘定は、『国民経済計算年報』において制度部門別所得支出勘定に記録されており、その推計方法は第9章で取り上げる。

c. 蓄積と資本調達のフロー

総固定資本形成はコモ法によって推計する。

制度部門別資本勘定のバランス項目は純貸出（＋）／純借入（－）である。これは、所得支出勘定の貯蓄（固定資本減耗を除く純額）に資本移転の受払を加えた「貯蓄・資本移転による正味資産の変動」から、「資産の変動」（総固定資本形成から固定資本減耗を控除し、在庫変動、別途推計した土地の購入（純）を加算）を差し引いて推計する。

制度部門別金融勘定のバランス項目は純貸出（＋）／純借入（－）（資金過不足）である。これは、各制度部門の資産・負債種類別金融ストックの推計から導き出される制度部門別の資産・負債種類別金融フローから作成する。

これら資本勘定や金融勘定は、『国民経済計算年報』では、フロー編統合勘定3及び制度部門別資本勘定・金融勘定で記録されており、その推計方法は第10章で取り上げる。

d. ストック

ストックは「期末貸借対照表勘定」に記録する。その際、資産側には非金融資産と金融資産を記録し、負債側には金融活動に伴う負債を記録する。

期末貸借対照表は各制度部門別に作成され、各種資産・負債の残高を示す前年の期末貸借対照表勘定に期中の資本取引及び価格評価等の調整を加える方法や、直接期末残高を作成する方法等から、当年の期末貸借対照表勘定を作成する。期末資産と期末負債の差額である正味資産がバランス項目である。

さらに、前期末と当期末の期末貸借対照表勘定に記録されるストックと資本勘定・金

² 「現物所得の再分配勘定」、「調整可処分所得の使用勘定」は現物社会移転取引のある「家計」、「一般政府」、「対家計民間非営利団体」の各制度部門で記録される。

³ 「金融機関」、「家計」の制度部門においては「所得の使用勘定」に年金受給権の変動調整の受払が記録される。

第1章 年次推計の体系

融勘定で記録される当期のフローの関係を整合させるため、「調整勘定」が作成される。調整勘定は、「その他の資産量変動勘定」及び「再評価勘定」に分割され、「再評価勘定」はさらに「中立保有利得または損失勘定」及び「実質保有利得または損失勘定」に分割して推計する。「その他の資産量変動勘定」は各種資料により直接推計され、それ以外の調整額は「再評価勘定」に記録される。

ストック推計の結果は、『国民経済計算年報』のストック編に記録され、一連の推計方法は第11章において取り上げる。

e. デフレーターと実質化

デフレーターを推計するためには、まずはコモ法における商品分類を統合した分類のレベルにおいて「基本単位デフレーター」と呼ばれる価格指数を推計する。次に、各需要項目の当該分類別に基本単位デフレーターにより名目値を除すことで実質値を得、それらを需要項目ごとに集計することで実質国内総生産（支出側）を推計する。GDPデフレーターは名目GDPを実質GDPで除することによって事後的(インプリシット)に推計する。

実質国内総生産（生産側）は、経済活動別に産出額と中間投入額をそれぞれ別々に実質化し、その差から最終的に付加価値の実質値を推計する（ダブルデフレーション方式）。

『国民経済計算年報』では実質値の表章項目に合わせてデフレーターも表章されている。デフレーターの推計方法は第8章で取り上げる。

(2) 各種年次推計（第一次、第二次、第三次）の関係

年次推計値は、当該年の翌年末以降に「第一次年次推計」として公表し、当該年の翌々年末以降に（すなわち、当該翌年の「第一次年次推計」の公表と同時）に「第二次年次推計」として公表する。さらに、その一年後には、第二次年次推計について、供給・使用表（SUT）の枠組みの下、コモ法による推計値と、付加価値法による推計値等との調整を行った数値について、「第三次年次推計」として公表する。

第一次年次推計と第二次年次推計では、利用できる基礎統計に違いがある。第一次年次推計では基本的には当該年の翌年央頃までに利用可能な基礎統計を用いて推計に利用し、第二次年次推計ではその後追加的に利用可能となった基礎統計を用いて改めて推計を行う。加えて、第三次年次推計においては、第二次年次推計について、供給・使用表（SUT）の枠組みに基づき、コモ法による推計値と、付加価値法による推計値等との調整を行う。

図1-1 SNA推計のフロー図

